

小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画策定業務について、
公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和7年8月18日

小浜市長 杉 本 和 範



1. 目的

本業務は、小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画を策定するにあたり、策定業務委託契約の相手方を選定するため、下記のとおり募集する。

2. 業務名称

小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画策定業務

3. 業務概要

- (1) 業務名 : 小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画策定業務
- (2) 業務内容 : 小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画策定業務 仕様書参照
- (3) 履行期間 : 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託上限額
 - 令和7～8年度 20,768,000円(税込)
 - ※うち令和7年度の上限額 7,000,000円(税込)

4. 参加資格

次の条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7・8・9年度小浜市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 企画提案書提出期限において小浜市の競争入札参加資格等指名停止を受けていない者。また、指名の停止を受けたが既にその停止の期間を経過している者。
- (4) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による建設コンサルタントの「都市及び地方計画部門」の登録を有すること。
- (5) 技術士法(昭和58年法律第25号)に定める技術士(建設部門—都市及び地方計画)の資格を有するものを管理技術者及び照査技術者として配置すること。なお、管理技術者及び照査技術者は、これを兼ねることはできない。
- (6) 別紙の委託業務仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

- (7) 令和4年4月1日以降に本業務と類似する受託実績があること。
- (8) 福井県内に本社、支社、営業所のいずれかを有すること。
- (9) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。）にないこと。

5. 参加表明

本実施要領、委託業務仕様書の内容を確認した上で、本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年9月12日（金） 午後5時迄
- (2) 提出場所：〒917-8585 福井県小浜市大手町6-3
小浜市役所 新幹線・交通政策課 担当 重田
TEL：0770-64-6067（直通）
FAX：0770-53-0742
E-mail：koutsu@city.obama.lg.jp
- (3) 提出方法：前記提出期限内に持参（土日・祝日や執務時間外は受付できません。）
または、郵送（提出期限までに必着）

6. 質問受付および回答

この実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式6）を提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年9月22日（月）午後5時迄 必着
- (2) 問い合わせ先は参加表明書提出先の連絡先と同じ。
- (3) FAX、持参または電子メールにより受付する。
- (4) 提出された質問に対する回答は、令和7年9月26日（金）午後5時までに参加を表明した全員に対し、電子メール等で回答する。なお、回答を受けなかったことによる不利益は参加者の責任とする。

7. 提出を求める事項

参加申込みを行った提案者は、提出期限までに、指定した様式に基づき企画提案書等を作成し、提出するものとする。

- (1) 企画提案書提出届（様式2）
- (2) 企画提案書（様式任意）
 - ア. 業務の基本的な考え方
 - イ. 企画提案の独自性などのポイント
 - ウ. 業務実施手法
 - エ. 業務スケジュール
- (3) 同種業務実績表（様式3）
- (4) 業務の推進体制（様式4）
- (5) 会社概要書（様式5）

※（1）は1部、（2）～（5）は、1冊にまとめ8部提出すること。

- (6) 成果品である小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画書および概要版の見本（様式任意）

(7) 見積書（業務内訳明細を記載したものを別封筒により1部提出すること。）

8. 企画提案書等の作成および留意事項

(1) 企画提案書の規格

ア. A4版縦とし、縦方向、横書き、左綴じを標準とする。頁数については特に定めないものとする。（A3版による折込頁の挿入は可とする。）ただし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。

イ. 企画提案書は目次を付し、適宜ページ番号をふること。

(2) 見積書および内訳書

ア. 見積書は、業務にかかる経費の見積書について、内訳書を添付して提出すること。

イ. 内訳書は、直接人件費、直接経費、間接経費の別と、積算根拠を示した詳細なものとする。但し、見積において、各種会議における委員報酬は不要とする。

ウ. 提出する見積金額が委託上限額を上回る提案者の提案は無効とする。

エ. 見積金額は、評価項目の配点に含むものとする。

9. 企画提案書等の提出期限等について

(1) 日 時 : 令和7年10月3日（金） 午後5時迄 必着

(2) 提出場所 : 参加表明書提出場所と同じ

(3) 提出方法 : 持参または書留郵便のみとする。（電子メールでの提出は不可）

※なお、期限までに提出のない場合は選定への参加を辞退したものとみなす。

10. 提案の無効

(1) 提案者が同一事項のコンペに対して二以上の提案をしたとき。

(2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があったとき。

(5) 提案に対して談合などの不正行為があったとき。

(6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または識別しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき

(7) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11. 参加辞退に関する手続き

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年10月3日（金）午後5時までに参加辞退表明書（様式7）を提出するものとする。

12. 企画提案書のプレゼンテーションおよびヒアリングについて

企画提案書の提出をした者は、後日、企画提案書の説明および質疑に回答しなければならない。

(1) プレゼンテーションの日時および場所については、個別に通知する。

(2) 各社の持ち時間は30分とする。（入退場・準備・説明25分、質疑5分）

- (3) プレゼンテーションに出席できる人数は、各社5名までとする。
- (4) 企画提案書内に示された本業務担当者は、必ず出席すること。
- (5) プレゼンテーションに必要な機材は参加者が用意すること。ただし、スクリーンとプロジェクターは市が用意する。

13. 審査方法

- (1) 審査は、市特別職、職員等で構成する審査委員会で定められた審査基準により、提出物およびプレゼンテーションを総合的に審査し、最適な委託業者1社を選出する。
- (2) 審査結果については、後日、参加者全員に書面等によって速やかに通知する。
- (3) 審査結果の内容については、通知した書面に記載する。選定の理由、選考結果等に関する電話・窓口等での問い合わせや照会には応じられない。

14. 審査基準

- (1) 審査は下記の基準による評価点により厳正に行う。

評価項目	点 数
1. 業務企画能力 (基本的な考え方、実施手法等)	60
2. 業務遂行能力 (工程、実施体制、実績等)	30
3. 見積金額	10
合 計	100

- (2) 審査基準に基づき、審査委員会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とし、これを提案者の評価点とする。
- (3) 審査の結果、最高得点を獲得した提案者を委託契約予定者として選定する。
ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、審査委員会の決議により選定する。
- (4) 提出書類（企画提案書等）が揃っていない場合は審査から除外する。
- (5) 見積金額が委託上限額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

15. その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加者が要した資料作成などの費用については、参加者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席した場合、または辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提出された企画提案書等の返却はしない。また、提出された企画提案書は、審査過程や公文書公開請求があった場合において必要に応じて複製を作成する場合がある。
- (4) 公文書公開請求があった場合は、提出された書類の全部または一部を公開できるものとする。